

社会福祉審議会老人福祉専門分科会
静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会設置要綱

(目 的)

第1 現行静岡県長寿社会保健福祉計画の推進と次期静岡県長寿社会保健福祉計画の策定を行うため、「社会福祉審議会老人福祉専門分科会（静岡県長寿社会保健福祉計画策定委員会）」に、静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織及び委員)

- 第2 部会は、医療関係者、介護保険事業者、学識経験者等をもって構成する。
- 2 委員の任期は3年を超えない範囲で別に定め、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、「社会福祉審議会老人福祉専門分科会」の分科会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会を総括する。
- 7 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

(所掌事務)

- 第3 部会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 現行静岡県長寿社会保健福祉計画の推進に関すること。
- (2) 現行静岡県長寿社会保健福祉計画の進捗管理に関すること。
- (3) 次期静岡県長寿社会保健福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他静岡県長寿社会保健福祉計画の推進・策定に必要な事項に関すること。

(部会)

- 第4 会議は公開とする。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5 部会の庶務は、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課において処理する。

(委任)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月20日から施行する。
- 2 静岡県長寿者保健福祉計画策定部会設置要綱は、廃止する。
- 3 地域包括ケア推進ネットワーク会議静岡県長寿社会保健福祉計画推進・策定部会設置要綱は廃止する。